

# 奥州市橋りょう点検結果

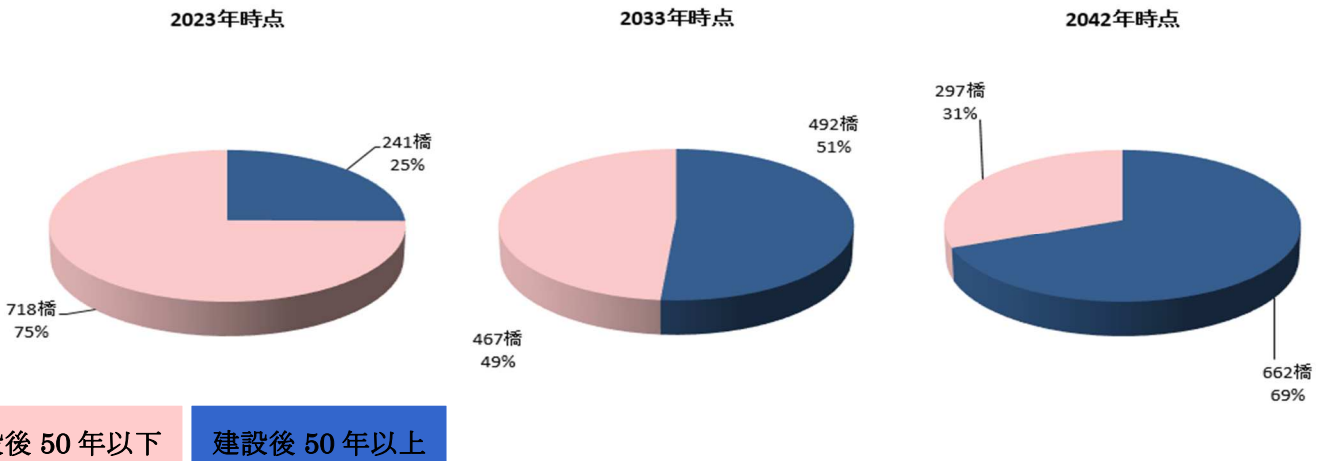
## 1. 橋りょう点検の目的

奥州市が管理する市道橋について点検を実施し損傷度合の把握を行い、計画的な修繕を行うための指標とします。

## 2. 管理する橋りょうと今後

市道橋として 1,134 橋（令和 6 年 3 月 31 日現在）を管理しています。これらのうち、2033 年には約半数が建設後 50 年を超える橋りょうとなります。（図－1）

これまで、橋りょうの修繕については「損傷が進んでから直す」という「事後保全型」で行っていましたが、現在は、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へ切り替えることにより、修繕費用の縮減・平準化を図っています。



建設後 50 年以下

建設後 50 年以上

図－1 50 年を経過する橋りょうの推移（架設年度不明除く）

## 3. 橋りょう点検結果の概要

令和 5 年度は橋長 15m 以上 31 橋、橋長 15m 未満 199 橋、合計 230 橋の点検を実施しました。点検結果より、Ⅲ評価と判定された損傷は、コンクリート部材の鉄筋の露出及びひび割れ、橋台の洗堀、支障部の欠損となっています。また、修繕の必要がある橋りょうについては、令和 5 年度は 5 橋の修繕に着手しました。

損傷の度合いによる判定区分は下記（表－1）のとおりで、今後、損傷度や路線重要性等を考慮し、計画的に修繕を行います。

区 分		定 義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表－1 健全性の判定区分（道路橋定期点検要領 国土交通省 H31.2）

4. 損傷事例



コンクリート部材の断面欠損



コンクリート部材のひび割れ



橋台の洗堀



橋台の洗堀



支承部欠損



支承部欠損